

京都市訓令甲第32号

庁 中 一 般
区 役 所
市 立 大 学
事 業 所

京都市公印規程の一部を次のように改正する。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

第12条を第13条とし、第3条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

(職務代理の場合の公印)

第3条 市長その他の職員に事故があるため、又は市長その他の職員が欠けたため、他の職員がその職務を代理する場合には、当該市長その他の職員の公印は、その職務を代理する職員の公印とみなす。

別表第1中「第3条関係」を「第4条関係」に改める。

別表第2中「第4条関係」を「第5条関係」に改め、同表区役所印及び区長印（一般公印）の項中「区役所区民部企画総務課長」を「区役所区民部総務課長」に改める。

第1号様式中「第4条及び第6条関係」を「第5条及び第7条関係」に改める。

第2号様式中「第8条関係」を「第9条関係」に改める。

第3号様式中「第11条関係」を「第12条関係」に改める。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)